

競争的資金等の不正防止に関する基本方針

第1章 基本方針

(目的)

第1条 当社は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に基づき、関係府省から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金（以下、「競争的資金等」という。）について不正防止を図るため、以下のとおり競争的資金等の運営・管理に関する基本方針を定める。

(責任体系の明確化)

第2条 競争的資金等を適正に管理するために、責任体系を定める。

(ルールの明確化・統一化)

第3条 競争的資金等の運営・管理に関わる役職員の権限及び職務を明確に定めるとともに、競争的資金等に関する統一的な事務処理のルールを定め、競争的資金等の運営・管理に関わる役職員に対し周知・徹底を図る。

(関係者の意識向上)

第4条 競争的資金等の運営・管理に関わる役職員に対して、競争的資金等の適正な運営・管理を推進するための行動規範を示し、競争的資金等の受領・使用にあたってのルール、会社の事務処理のルール、及び不正防止の仕組み等をコンプライアンス教育で周知し、意識の向上に努める。

(不正防止計画の策定・実施)

第5条 競争的資金等の不正使用を未然に防止するため、不正防止計画を策定し実施する。

(競争的資金等インシデントの対応)

第6条 競争的資金等の不正使用等のインシデントが発生した場合、当該者に厳正な処分を行うと共に、不正使用等を行った原因究明を行い、再発防止に向けた予防及び維持改善に努める。また、不正な取引に関与した取引企業に対しては、取引停止等の措置を行う。

(モニタリング)

第7条 競争的資金等の適正な運営・管理を徹底するため、内部監査を実施する部署を設置し、監査役と連携し、実効性のあるモニタリングを行う。

(相談・通報窓口)

第8条 競争的資金等の適正な運営・管理を徹底するため、競争的資金等の使用に関するルール等についての相談窓口を定め、競争的資金等を使用した研究活動の不正行為等の疑いの告発等を受け付けるための通報窓口を定める。

(競争的資金等の不正防止の継続的見直し)

第9条 競争的資金等の不正防止のため、本基本方針及び関連する社内ルール、管理体制を定期的に見直し改善を図る。

第2章 その他

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、経営管理グループが起案し、取締役会の決議による。

(付則)

2025年3月19日施行